

## 函館市市長公約推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市の市長公約の推進に向け、施策や事業の進捗状況とその効果を一元管理し、全庁的に共有することにより、効果的に取り組みを進めるため、函館市市長公約推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長公約に係る施策や事業の進捗状況の把握および効果の検証等に関すること。
- (2) その他、市長公約の推進に向けて必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、市長、副市長、企業局長、教育長、企画部長、総務部長、財務部長のほか、必要に応じて市長が指名する部局長を持って充てる。

### (会議)

第4条 会議は、市長が主宰する。ただし、市長が出席できないときは、企画部に関する事務を担当する副市長がその職務を代理する。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、企画部計画推進室計画調整課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度協議して定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行する。